

香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則をここに公布する。

平成19年5月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第62号

香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知事の所管に属する信託法（大正11年法律第62号。以下「法」という。）第66条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督について必要な事項を定めるものとする。

(公益信託の引受けの許可の申請)

第2条 法第68条の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、公益信託引受許可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 設定趣意書
- (2) 信託行為
- (3) 信託財産となるべき財産の種類及び額並びに総額を記載した書類（以下「財産目録」という。）並びにその権利及び価格を証する書類
- (4) 公益信託の引受け当初の事業年度（信託行為に事業年度の定めがない場合にあつては、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (5) 委託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（以下「履歴書」という。）（委託者となるべき者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）
- (6) 受託者となるべき者の履歴書（受託者となるべき者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）
- (7) 信託管理人を置く場合にあつては、信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）
- (8) 運営委員会その他の当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を置く場合にあつては、運営委員会等の名称及び構成員の数を記載した書類並びに構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(財産の移転の報告書の提出)

第3条 公益信託の引受けを許可された受託者は、速やかに財産目録に記載されている財産の移転を受け、その移転を終了した後1月以内に、これを証する書類を添付してその旨を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(事業計画書等の提出)

第4条 受託者は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を知事に提出しなければならない。

2 受託者は、事業計画又は収支予算を変更したときは、速やかにその内容を記載した報告書に変更後の事業計画書又は収支予算書を添付して知事に提出しなければならない。ただし、第7条第2項の規定により事業計画書及び収支予算書を提出した場合は、この限りでない。

(事業実績報告書等の提出)

第5条 受託者は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該事業年度の事業実績報告書及び収支決算書
- (2) 当該事業年度末における財産目録

(3) 当該事業年度の信託財産の増減及びその理由を記載した書類
(公告)

第6条 受託者は、前条の規定により書類を提出した後、遅滞なく前事業年度の信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。
(信託の条項の変更)

第7条 受託者は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により信託の条項の変更を要すると認めるときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の条項の変更の内容及びその理由を記載した書類
- (2) 信託行為の新旧の比較対照表
- (3) 信託行為に定める信託の条項の変更の経緯を証する書類

2 前項の場合において、信託の条項の変更が当該公益信託の事業内容の変更に関するものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。

(信託財産の取得の許可の申請)

第8条 受託者は、法第22条第1項ただし書及び第72条の規定により信託財産を固有財産とすることの許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 信託財産を固有財産とする理由を記載した書類
- (2) 固有財産となるべき信託財産の財産目録並びにその権利及び価格を証する書類
- (3) 信託行為に定める信託財産を固有財産とする経緯を証する書類

(受託者の辞任の許可の申請)

第9条 受託者は、法第71条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務及び信託財産の状況を記載した書類
- (3) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求)

第10条 委託者、その相続人又は受益者(信託管理人を含む。)は、法第47条及び第72条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新受託者の選任の請求)

第11条 利害関係人は、法第49条第1項及び第72条の規定により新受託者の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 新受託者の就任承諾書及び第2条第6号に掲げる書類
- (2) 信託事務及び信託財産の状況を記載した書類

(信託管理人の選任の請求)

第12条 利害関係人は、法第8条第1項及び第72条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 選任を請求する理由を記載した書類

(2) 信託管理人となるべき者の第2条第7号に掲げる書類

(委託者の氏名等の変更の届出)

第13条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその内容を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(1) 委託者の氏名若しくは住所に変更があったとき又は委託者が死亡したとき(委託者が法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき又は法人が解散したとき)。

(2) 受託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業に変更があったとき(受託者又は信託管理人が法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったとき)。

(3) 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があったとき。

2 前項第3号に規定する場合においては、受託者は、同項に定める書類に新たに信託管理人又は運営委員会等の構成員となった者に係る第2条第7号又は第8号に掲げる書類を添付しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け等)

第14条 受託者は、当該信託事務を行う事務所に、次の表の左欄に掲げる書類及び帳簿を備え、当該右欄に定める期間保存しなければならない。

1 信託行為	30年
2 委託者、その相続人、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書	
3 財産目録	
4 公益信託の引受けの許可、信託の条項の変更、信託財産の取得の許可及び受託者の辞任の許可に関する書類	
5 運営委員会等の議事録	10年
6 事業実績報告書及び収支決算書	
7 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類	5年
8 事業計画書及び収支予算書	1年
9 業務日誌	

(業務の監督)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、法第67条又は第69条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、財産の供託の命令その他の必要な命令をし、又は当該職員に、受託者の事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、当該信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により検査する職員は、身分証明書(第2号様式)を携帯し、関係人の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公益信託の終了の届出)

第16条 受託者は、公益信託が終了したときは、速やかに届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 公益信託の終了の理由を記載した書類

(2) 信託事務の最終計算書及びこれに附属する書類

(3) 残余財産の処分方法に関する書類

(4) 信託行為に定める公益信託の終了の経緯を証する書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

- 2 香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2（第3条、第4条関係） 1～9 略 <u>10 香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年香川県規則第62号）第14条</u></p> <p>別表第6（第5条関係） 1～11 略 <u>12 香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第14条</u></p>	<p>別表第2（第3条、第4条関係） 1～9 略</p> <p>別表第6（第5条関係） 1～11 略</p>

第1号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

公益信託引受許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

信託法第68条の規定により、公益信託の引受けの許可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

第2号様式（第15条関係）

（表面）

8センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所 属 名
職 名
氏 名
生年月日 年 月 日

上記の者は、信託法第67条又は第69条第1項及び香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第15条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

5.5センチメートル

（裏面）

信託法（抜粋）

第67条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス
第69条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

香川県知事の所管に属する公益信託の引
受けの許可及び監督に関する規則（抜粋）

（業務の監督）

第15条 知事は、必要があると認めるときは、法第67条又は第69条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、財産の供託の命令その他の必要な命令をし、又は当該職員に、受託者の事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、当該信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により検査する職員は、身分証明書（第2号様式）を携帯し、関係人の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。